施設維持管理書（市民交流センター）

	名　称	鯨ケ池	用宗	長尾川	船越	清開	駒越	折戸	飯田	興津	由比	蒲原	内　容
1	警備業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施設内の防犯、火災予防に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置を講じる。
2	清掃業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施設内を清潔に保ち、利用者が快適に過ごすことができるよう日常の定期清掃を実施すること。高所等、通常清掃でできないところについては定期的に清掃専門の業者に業務を委託する。
3	エレベーター保守点検業務		○	○					○		○		ｉ　利用者の安全、安心、快適に利用できるよう適切な保守整備を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常若しくは異常を予見した場合は、適切な措置をとる。 ii　保守整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行う。
4	自家用電気工作物 保安管理業務	○	○	○								○	ｉ　電気工作物の維持運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れのあるときは、必要な措置をとる。 ii　電機事故その他電気工作物に異常が発生する恐れがある場合は、事故原因を調査し、応急措置を講ずるとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電機事故報告の作成及び手続きを行う。
5	消防設備保守点検業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施設内の消防設備の保守管理を適正に行うことにより、火災発生の予防に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置をとるなど、適法性及び各設備機器の耐久性を確保する。
6	ボイラー保守点検業務	○	○	○					○		○	○	ボイラー設備の保守運転・点検及び防災監視を適正に行い、異常を発見した場合は直ちに適切な措置をとるなど、適法性及び設備機器の耐久性を確保する。
7	交流高電圧電位治療器 保守点検業務	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	ｉ　利用者の安全、安心、快適に利用できるよう適切な保守整備を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常若しくは異常を予見した場合は、適切な措置をとる。 ii　保守整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行う。
8	空調設備保守点検業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ｉ　最良の稼動状況を確保するため、適切な保守整備を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常若しくは異常を予見した場合は、適切な措置をとる。 ii　保守整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行う。
9	循環ろ過器保守点検業務	○	○	○					○		○		循環ろ過設備の保守運転・点検及び防災監視を適正に行い、事故防止に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置をとるなど、適法性及び設備機器の耐久性を確保する。
10	水質検査業務	○	○	○					○		○		公衆浴場法第3条第2項並びに旅館業法第4条第2項及び同法施行令第1条に基づく条例等により浴槽水のレジオネラ菌属の水質検査を行う。
11	汚水処理施設維持管理業務	○		○			○				○	○	浄化槽の保守点検及び清掃業務を適性に行い、事故防止に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置をとるなど、適法性及び設備機器の耐久性を確保する。
12	貯水槽清掃業務及び 水質検査	○	○	○	○							○	貯水槽の清掃業務を適性に行い、事故防止に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置をとるなど適法性及び設備機器の耐久性を確保する。また、1年に1回専門的な知識を有する者に定期点検を行わせる。

	名　称	鯨ケ池	用宗	長尾川	船越	清開	駒越	折戸	飯田	興津	由比	蒲原	内　容
13	自動ドア保守点検業務	○	○	○	○			○	○		○	○	ⅰ　施設の利用に支障のないよう適切な保守整備を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常若しくは異常を予見した場合は、適切な措置をとる。 ⅱ　保守整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行う。
14	建築設備定期点検業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建築基準法第12条第４項に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造・建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検する。
15	樹木剪定業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ⅰ　樹木、植栽の管理にあたっては、利用者の安全を確保することはもとより、病害虫防除や施肥、樹木の剪定等は、最も適切な時期や方法を選び管理する。 ⅱ　草刈、抜根は、樹木、株物等を損傷しないよう注意し、利用者が快適に利用できるよう適切に行う。 ⅲ　花壇等の管理は草花が発育良好で病害虫に侵されていないものとし、施設の修景上適切に管理する。
16	害虫駆除業務	○	○	○	○			○			○	○	施設の害虫の駆除と消毒を定期的に行い、快適な環境の維持管理を行う。
17	電力デマンド監視情報配信業務	○	○	○									自家用電気工作物に取り付けて設置し、最大電力使用量（デマンド）の監視業務を行う。
18	敷地内配管等高圧洗浄業務	○	○	○					○				必要に応じて清掃・点検業務を適切に行い、事故防止に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置をとるなど、設備機器の耐久性を確保する。
19	貸切団体利用者送迎バス運行業務	○	○	○	○								貸切団体の利用に際し、鯨ケ池・用宗・長尾川については片道、清水船越については往復のバス運行を行う。
20	一般利用者送迎バス運行業務										○	○	往復のバス運行を行う。
21	浄化槽法定検査	○		○			○					○	浄化槽法第11条第１項に基づく検査で、維持管理が適正に行われ、浄化槽の正常な機能が発揮されているかを確認するもの。
22	防火設備点検	○	○	○									建築基準法第12条第４項に基づき、防火戸、防火シャッターなどの駆動装置の点検や、その他の防火設備の動作確認などを行う。
23	地下タンク配管等点検業務										○		ボイラー用の灯油貯蔵と利用につき、消防法第１４条の３の２に基づき、地下タンク配管他の点検業務を実施し、長期間の安全使用と正常かつ良好な状態を保つ。
24	遊具点検業務						○						遊具の点検、保全等の安全管理を行う。